5　4　国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。

二千二十六年については、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数（書類を包有する通常郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））については重量〇・二六五キログラムにつき六・三六通、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）については重量〇・七三五キログラムにつき二・七〇通）に基づき、重量一キログラムごとの合算料率に変換する。ただし、郵便物の流れが次のものである場合には、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の構成については、この条約の施行規則に定める条件に従って行われる標本抽出に基づくものとする。

5.1　A集団の国の間の全ての郵便物の流れ

5.2　B集団の国の間及びB集団の国とA集団の国との間の年間総重量が五十トンを超える郵便物の流れ

5.3　C集団の国の間並びにC集団の国とA集団及びB集団の国との間の年間総重量が七十五トンを超える郵便物の流れ

6

二千二十七年以降は、年間総重量が十五トンを超える郵便物の流れについて、通常郵便物は、その内容品によって、書類を包有する郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））又は小形包装物（E）ごとの差立便を作成することにより区分されるものとする。

6.1　郵便業務理事会は、型又は内容品によって区分された郵袋の交換のため、業務、統計及び決済に必要な追加の手続を定める。

6.1.1　A集団の国の間の年間総重量が十五トンを下回る郵便物の流れ及び年間総重量が十五トンを超え、かつ、書類を包有する郵便物の年間総トン数が二十五トンを下回る郵便物の流れについては、名宛側の指定された事業体が、標本抽出に基づいて郵便物の通数を確定するための統計を用いた型及び内容品の区分を翌年の一月一日から適用する旨を、その前年の九月三十日までに他の指定された事業体に通報する場合には、当該区分が実施される。

6.2　通常郵便物が書類を包有する郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））と小形包装物（E）とに区分される場合には、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、次の書類を包有する郵便物及び小形包装物（E）それぞれの全世界の平均通数に基づき決定される重量一キログラムごとの合算料率に変換する。

6.2.1　書類を包有する差立便（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））については、重量一キログラムにつき二十四・〇六通

6.2.2　小形包装物（E）を包有する差立便については、重量一キログラムにつき三・六六通

6.3　書類を包有する郵便物の年間総トン数が二十五トンを超える郵便物の流れについては、この条約の施行規則に定める条件に従って、標本抽出に基づいて決定される郵便物の通数を、6.2.1に定める郵便物の通数に代えて用いる。

6.3.1　C集団の国が発送する年間総重量が十五トンから七十五トンまでの郵便物の流れについては、6.2.1に定める郵便物の通数及び第三十条5に定める最低の料率に基づいて決定される、書類を包有する郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））についての重量一キログラムごとの合算料率を次のとおり適用する。

6.3.1.1　二千二十七年については、重量一キログラムにつき一一・四九七ＳＤＲ

6.3.1.2　二千二十八年については、重量一キログラムにつき一二・〇〇八ＳＤＲ

6.3.1.3　二千二十九年については、重量一キログラムにつき一二・五四九ＳＤＲ

6.3.1.4　二千三十年については、重量一キログラムにつき一三・一二〇ＳＤＲ

6.4　通常郵便物が書類を包有する郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））と小形包装物（E）とに区分される場合には、6.2.2に定める小形包装物（E）の通数については、この条約の施行規則に定める条件に従い全数調査又は標本抽出に基づいて決定される郵便物の通数をこれに代えて用いる。ただし、二千二十七年におけるC集団の国が発送する年間総重量が十五トンから七十五トンまでの郵便物の流れについては、小形包装物（E）について重量一キログラムにつき五・〇五八ＳＤＲの料率を適用する。

7

二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、内容品によって区分されていない郵便物の流れについては、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数（書類を包有する通常郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））については重量〇・二六五キログラムにつき六・三六通、小形包装物（E）については重量〇・七三五キログラムにつき二・七〇通）に基づき、重量一キログラムごとの合算料率に変換する。

7.1　郵便物の流れが年間総重量十五トンを超え、かつ、通常郵便物がその内容品によって区分されていない場合には、名宛側の指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、標本抽出に基づいて当該流れの構成を決定することができる。

7.2　C集団の国が発送する郵便物の流れが年間総重量十五トンを超え、かつ、通常郵便物がその内容品によって区分されていない場合には、6.3.1及び次条1.5.6.1の規定は適用しない。

8

C集団の国が発送する郵便物の流れについては、次の重量一キログラムごとの合算料率を適用する。

8.1　二千二十六年については、年間総重量が七十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき六・四七二ＳＤＲ

8.2　二千二十七年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき六・七六七ＳＤＲ

8.3　二千二十八年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・〇七一ＳＤＲ

8.4　二千二十九年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・三八九ＳＤＲ

8.5　二千三十年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・七二四ＳＤＲ